

文庫本ブームで

出版権はどこへ行く

誰がために「本」はある

鈴木敏夫

近ごろの文庫本ブームから見て、その本の第一発行社の「出版権」の問題がやかましく論議されはじめた。文庫本版元の多くが大手出版社であるところから、「大手に版元最大の財産である出版権をふんだくられた」といった中小版元側の「大手横暴論」が結びつけられているのも、今回の論争の特徴でもある。しかしこのテーマは、いくつかの視点から見きわめねばならぬ複雑な要素をもってゐる。

昭和初頭の金陸恐慌期に、奇跡的に起こった四本全集ブームとそれに続く文庫本のブームが、出版業界の救世主となつて以来、「不況のときは全集と文庫」といふのが、出版界の合言葉となり、戦後の不況期にも、数回そのパターンが繰り返され、シンクスを實踐した。中でも岩波・新潮・角川の三社は、文庫界の「三家」と呼ばれて、大いに業績をあげた。昭和四〇年代後半になって、この「三家」

に挑戦する大手版元が続出し、互いにシノギを削る競争を展開した。講談社・文春・中公などがそれで、文庫本戦国時代などといわれるようになったのはこのころからである。角川がイザヤ・ペンダサンの「日本人とユダヤ人」（山本書店）のような、現役の他社ベストセラー本まで文庫に入れ、派手なカラー・ジャケットをつけたりして、従来の文庫のイメージを一変したことも、激戦模様を拍車かけた。

文庫本出版は出版史が示すように、もともと不況対策的なものだったし、事実、最近の出版界は低定価本だけが売れ、高定価本は売れゆきが激減している。いきおい版元は、文庫に本格的に身を入れざるをえない情勢になった。別に企業防衛的要素がこれに加わる。せっかく自社で出した単行本の良いものを、他社文庫にみならされてしまうのである。さらわれぬためには、自社が文庫を

もたねばならぬ。後発版元の文庫発行の動機には、多分にそれがあつた。

そのうちにマンガ本の文庫までが続出し（これは貸本屋が劇画ブームの元祖だった伝統もあって、中小版元が発行社となつたことも多かった）、文庫の内容が細分化してゆくうちに、ことしの六月になつて出版界最大の講談社が「学術文庫」をスタートさせた。学術書といえ、当然初版部数が少なく高定価なのが普通であるのに、二、三百円という廉価で買えるのだから、読者は大いに歓迎した。現に講談社には、大学生を中心としたファンレター的なものが、続々と舞いこみつつあるという。一〇月初旬現在で、六四点が発行されているが、うち講談社自体が出版権をもつものが約四割、他社が第一発行社である作品が約六割だといふ。

文庫というものは、販売政策上、早く多くの点数をそろえて、書店の棚の一定のスペースを占領する必要のあるものだから、自社だけで間に合わなくなつた、というのが真相であろう。他社から出たものでも、実力に乏しい中小版元が第一出版社であつたために、恵まれぬ不遇の名著となつてゐるものを発掘し、文庫化して多くの読者に安く提供することが、編集者としての一つの使命であるとする発想もむろんあつたらう。しかし他社本の多いことが、講談社を名ざして「大手横暴」の張本人視する議論を横行させることになつたことも事実であつた。

書きもらしたが、出版社（とくに大手の文庫本出版社）間には、パートナー・システムといつて、「うちのこの作品を文庫化したいのなら、お前のとこのアレをうちの文庫によこせ」という手口があることもつけ加えておく。

著作権法による出版権

「日本読書新聞」（六月二一日付）が「出版権の確立を」との大見出しで、講談社が中小版元の出版権（？）を無視し「著者の同意を得たといつてサーッと（略）さらつて文庫にする」と、名ざしで非難する記事を掲載したが、この記事の記者が著作権の知識に乏しいことは、不幸なことであつた。記者はいふ、「日

本には現在出版権というものは確立して
いない状態にある」と。

また本誌一〇月二二日号で新泉社小汀
良久社長は「出版権は排他的・独占的な
出版権設定の契約書があつてはじめて成
立するとするのが、大出版社とその代弁
者たちの見解であり(略)、しかし契約書
がなくとも、本が推定的に刊行販売され
ており、その対価(印税)が支払われて
いれば、立派に出版権は設定されている
と信ずるものである」と述べ、さらに昭
和九年以来、著作権法に現行の出版権規
定が設けられたのに、「いまだに出版権
は実権化しない」と断定されている。

冗談じゃない。著作権法の規定につい
ては後述するが、「出版権の設定があつ
て、初めて強力な独占出版社が発生す
る。単純許諾」の場合は、著者は同一作
品を他の何社から出そうと自由である」
(別に他社に対抗権のない、単純な独占
出版許諾の形もあるが略す)というの
は、著作権専門家のまづは百パーセント
と言つていいほど一致した解釈であり、
裁判所の判例もある。後述の「単純許諾
による出版」で印税を払うのは、出版契
約そのものが著者・版元双方の債権・債
務を規定する双務契約であり、著者に印
税を払うのは、きわめて単純な「債務履
行」の行為にすぎない。それが独占出版
権に結びつくなどといわれるのはルール
無視の暴言以外の何物でもない。

小汀氏はさらに「著作権法にある出版
権規定の法文解釈はどうであれ、出版権

の保証が徐々にはあるが実行されて
いる慣行の上に立って、出版権を成文法
としてとらえるのではなく(略)慣習法
として、さらには營業権として提起して
おきたい」といわれる。しかし著作権法
が保証している出版権についての論争を

「著作権以外の土俵で勝負しろ」といわ
れてもどだいな話であり、アリと猪
木の茶番試合みたいなもので、観客の誰
をも納得させまい。また後段のご提案
に因しては、もし他社から文庫化される
場合の出版権についての補償が欲しいの
であれば、著者のOKをとって出版契約
書に最初からその旨うたいこんでおくだ
けで、事は簡単に済む。ただし、いまま
でもないが、出版権の設定を伴つた契約
書の取り交わしを絶対的に前提としてで
ある。

話は少し古いですが、終戦直後の昭和二一
年に、「漱石全集」の発行をめぐって、
「こころ」の処女出版以来、漱石とは深
い関係をもつ岩波書店と新興出版社の桜
菊書院の間に紛争が起こつた。桜菊には
漱石の遺児・夏目伸六氏(故人)が編集
部に勤めていて「岩波と漱石および遺族
との間には、長年の出版関係があるにも
かかわらず、なら出版契約らしいもの
が存在しなかつた」(伊藤信男氏著「著
作権事件と著作権判例」)ことを知って
いたために、漱石の著作権が二一年末に
切れることを承知の上で、桜菊と夏目家
の間に出版契約書を取り交わされ、「岩
波の漱石全集」発行権は、桜菊に移され

てしまったのである。

単純許諾と独占出版権

この事件は、その後、夏目家が漱石の
著作権延長をはかって、有名な「遺言商
標登録」の事件作まで起こし、世間のひ
んしやくを買うのだが、岩波は漱石の著
作権切れの翌年から「漱石全集」を発
行し、結局のところ、商売においては岩
波が勝つた。しかし出版契約書交換の重
要さを、岩波は身にしみて痛感したこと
であろう。岩波は契約書により「出版権
の設定」を怠つたばかりに、こんな苦汁
をなめざるをえなかつたからである。

翻訳出版の例で、ちよつと事情は異な
るが、戦後もなくダヴィッド社がF・
サガンの出版許諾をえて「悲しみよ、こ
るにちわ」を出したが、まもなく新潮社
からも同一作品が出版され、メモがかつ
たが、サガンのライセンスが、後述の
「単純出版許諾」であつたため、ダヴィ
ッド社は新潮社に文句一ついえず、大
手・新潮社」の蹂躞に任せざるをえな
かつた例もある。なお同一作品が数社か
ら出版され、第一発行社が補償金どこ
か、日本語ゴアイサツさえ受けなかつた
例は、いくつもあるが略す。

ついでにいえば、出版権保護の規定
は、四六年から施行された著作権法の
第三章(七九・八八条)の「出版権」の
各条が、それを保護しているのだ
著作権法の条文の解釈などはやめにし

て、ここで出版契約と出版社の関係につ
いて、簡単に述べておきたい。Aという
著者(著作権者)がB出版社とある作品
の出版を約束したとする。出版契約書を
取り交わし、契約書上に「著者Aは作品
某の出版権を出版社Bに譲渡する」とい
う一項を入れておけば(著作権者が譲渡
者であることに注意、文句なしにB社
は契約期間中、その作品をいかなる形で
も出版する独占的権利を獲得したことに
なる。「設定」という表現は、地主が借
地人に地上権を設定するケースと似たも
ので、出版権自体はむしろ本来、著作権
者のもついくつかの占有権の一部である
が、契約期間中、出版権は出版社に移動
し、著作権者の手もとは空き屋とい
うか、休眠状態になり、その利用権は出版
社のもとなり、契約期間終了後に、著
者の手元に舞い戻ってくるのである。こ
の場合の出版権を「設定出版権」と呼
び、この手続きを経てはじめて出版社の
独占的利用が保証される。

ところで出版の手続き上、独占出版権
を獲得するためには、前述の手続き(契
約書の取り交わし)出版権の設定)が絶
対必要であり、しかもきわめて簡単な手
続きであるにもかかわらず、これが意外
なほど出版界では実行されていないので
ある。中小はもとより、かなりの大出版
社でさえも契約書なしの口約束だけのと
ころが、果れるほど多いことを、私は知
っている(むしろその反対に、きわめて
キチンと出版契約を行つている版元もあ

る。口約束だけでも契約は一応有効だが、出版権の設定があつたとはいへない認められない。また何か著者・版元間にトラブルが起つたとしても、事実を立証することは、きわめて困難である。独占出版の保証のない、こういう契約（口頭であれ、文書であれ）を「単純出版許諾」といい、著作権者はA社からもB社からも、さらにC社からも、同一作品を出版することが出来る。いちいち第一発行者にその旨を断る義務（義理ではない）もない。流行作家の作品が、それぞれ違った版元から単行本になり、全集に入り、いくつもの文庫本に入つたりしているのは、多くこのテのものである。

ハンコを押すのは水臭い

ではなぜそんな大胆な出版契約書の取り交わしを行わずに著者・版元双方がすましてこんでいるのか。その是非は別に、いくつかの理由あるいは事情が、そこにはある。

①本来「出版の約束」というものは、著者と版元（あるいは編集者）との親密な、相手を裏切らない相互信頼関係に基盤をおくものであつて、いちいちその約束を文書化することなど、しちめんどうくさいだけでなく、まことに水くさい（その「信頼関係」が未続するという保証は何もないのだが……）。②著者という人種には、法律によわい者が多く、「書面にはハンコを押すとロクなことはない」など

と非ば先天的な恐怖感をもつていて、契約書に捺印することをしる。③一部の流行作家にその例が見られるように、初めから何社からも出版を予想し、契約書でその実行を拘束されることをきらう（ここには著者と版元との力関係もからみ、無理にハンコを押せとは言ひにくい）。④出版契約書は本来、双方の債権債務関係を律する双務契約だが、出版社側の債務履行事項（たとえば印税の支払時期、方法とか、発行部数とか）の方がむしろ多くふくまれており（したがつて著者は契約書を取り交わしておいた方が本来は得なのである）、文書にしておくとは版元は債務履行の面で法的な拘束を受けるから、「ない方がいい」とする版元側のずるい考え方がよるもの。⑤双方、全く事務的にズボラなため（どうもこれが一番多い）、契約書をつくらない。⑥いまの文庫本出版権さわぎの内容を調べてみると、この「単純出版許諾型」（しかも口頭の）が大半で、つまり法的に正当な独占出版権がないのに（そして、それを取つて努力もせず、手続きも怠つてゐるのに）、あたかも独占出版権を持つたのごとく振る舞つて（時には著作権者側の第一発行者へのまことに日本的な「義理だて」——著作権者が第一発行者に全く無断で、一方的に他の発行者に出版のOKをしたとしても、法的にはなんら差支えないという判例がある——）に悪乗りして、そういう態度をとつてゐるケースがいろいろ目につく。

そして文庫化する側でも、それを承知の上で、元版元へ文庫化への補償金（定価の二割が多い）などを払うことが慣行化しつゝあるかのごとくである。ある法律家は「正当な権利のない者が権利主張の要求をしてゐるのに、いちいちそれに応じてゐるのはゴネ得を奨励してゐるようなもので、出版界に『悪しき先例・慣習』を残すことになりはしないか」という感想をもらしてゐる。

現行著作権法では死後五〇年で著作権は切れ、公有（フリー）となることになつてゐる。この新著作権法は一九七一年一月一日から施行されたのだから、本来はその五〇年前の一九二〇（大正九年）以後死亡者の著作物は、みな一律に保護されて然るべきなのだが、著作権法改正過程の中に昭和三七年から「暫定延長」という措置があり（詳細は略す）、本来なら新法施行時点で五〇年保護の傘の中に入るべきはずの例外（一九二二年没、芥川（一九二七年没）などの作品の著作権までが、無効になつてしまつた。暫定延長以前に保護期間（當時は死後三〇年）が切れてしまひ、「いったん切れた著作権は生き返ることはできない」という国際的にも認められたルールのためである。

一方、正当な出版権のない版元に二〇％程度の補償金を払うというナニワ節的慣習が、小沢氏によれば、現に「徐々に慣行化しつゝある」といわれるが、そんなナニワ節的心情が通用するのであれば、漱石はともかく、保護期間内に入るべくして入れず、保護期間が切れて同もない例外・芥川などの作品の場合も、当然そのナニワ節の対象に入つて然るべきではないか。

なお著作権法によれば「設定出版権をもつてゐても、出版社は他社に（文庫化などの）『複製』を許可することはできない」（八〇条三）という規定があり、他社へ文庫化をOKすることさえ違法くさいのだが、これは著者・版元双方が同意の場合には、まあいだらうといった解釈が普通化してゐる。この規定からゆくと他社が文庫化することは、むしろ「出版権侵害」で、著作権侵害と同等の罪に当たることが、これは親告罪、つまり被害者本人の訴えがなければ成立しないので、「権利侵害の追及はしなない代りに、何がしかの補償金を払え」という形が慣習化してゐるのが実態であり、当局もこれを違法とは見てゐないようである。

著作権法には、設定出版権を獲得するに、独占出版権はむしろ出版社のものになるが、他の第三者（他の出版社）がこれを侵害しても、文化庁著作権課に登録しておかぬ限り、差し止め、差し押さえ、損害賠償などの對抗措置をとることはできない（八八条）という規定もある。

出版権設定の登録をしておかぬば、権利侵害者とケンカもできぬということになり、これは大層重要な手続きだといふことになる。どのていど、出版権設定登録が行われているかと、文化庁著作権課に当たつてみて見た。四八年五件、

四九年一三件、五〇年七件……年間三万点ほどの新刊書が出てゐるのに、この始末なのである。

書籍出版協会その他で、出版契約書の「ひな型」が作られ、「版元はいつでも出版協定の登録ができる」といった旨がうたわれている。勘ぐれば登録料一件につき金一万円をケチって、トラブルが起こったら、その時あわててやればいいと考えてのことか、あるいは例の借頼関係を過信してトラブルは起こらないはずだと楽観しているからだと思ふが、これは災は危険なのである。登録してないとな不法出版への対抗手段がないからである。

中小版元の抵抗意識

もともと正当な出版権をもつてない版元の木を文庫化して、なおかつ法的には全く不必要な補償金まで支払っているのだから、本来、出版権をとるの、とられるのと表現するのは、オカシイのだが、ここで、その、とられる側、といわれるものの論理を考えてみたい。

まず第一に、とる側の大手版元への中小版元の被害者意識があげられる。せっかく自社で企画、いろいろ骨を折って世に送り出したという愛着をもつオリジナル本を、「力関係で無理無体におんたくられた、畜生メノ」という抵抗意識でもある。しかも、この力関係については、仮に正当な独占出版権をもつていた

としても、中小版元にはある意味での弱みがある。というのは、大手出版社の多くは業界のリーダー格で、何かと実力をもっているし、ここが大層重要なのだが、大手の多くは中小版元が最も脅威を感ずる大取次の大株主なのである。取次に手を回して、仕入れ部数を減らされたり、支払い条件を悪くされたりしたら、中小版元はたちまちお手あげである。まづこの企業格差による力関係を意識するし、さればこそ、とられる側は口惜しいのである。ここにはもはや法律論はなく、むしろ大手への抵抗意識ともいふべきものが潜屈している。

つぎに、これも感情論の一種だが、とられ方の問題がある。「弱者からは同意を得ている。貴社には正当な出版権はない。文庫化を承知してくれ」といった一片の手紙だけで文庫化を交渉されたとしたら、オリジナル版元としての誇りの点からも、ハラが立つであろう。とくに、とられる作品がその社の目玉商品だったり、ロングセラーだったりしたら、よしんば出版権はなくとも、踏まれる者の痛きは身にしみよう。経営上のダメージも大きいからである。

この場合、法的にノン・ペイでいいことは分かったことだが、右のように相手方に大きな痛手を与える場合は、大手と中小という立場の違いを考えると、私自身どちらが正しいと言い切る勇氣はない。とる側の考え方にまっしかなないのである。

だが、とる側、つまり大手版元は、木当にそんなにインギン無礼であり極悪非道なのであるか。小汀氏に名きして非難された講談社の「学術文庫」の場合、当面の責任者である朝倉光男出版部長に、しつこいぐらい取付し、氏もそれに申直にすべての面をさらけ出して答えてくれたのだが、私の印象は、むしろ「とる側」として遠慮しすぎるほど遠慮し、礼を尽くし、不必要と思われるまでのペイをしていることが分かった。朝倉氏の弁を要約するところなる。

忘れられる著者の立場

①他社本を当社の文庫にいたたく場合、原則的に必ず著者・版元双方にお伺いして、ご了解を得ることになっている。ただし電話で「かくかくの用件で御目にかかりたい」と申し入れると、「そんなことなら、わざわざ来るには及ばぬ。手紙でよろしい」といわれたところが若干あり、そのようにしたが、そういうごく少数の例外を除いて、私自身が残りの全部かけずり回って交渉した。そして相手の版元に正規の出版権があろうとなかろうと、「ノー」という返事のあったところは文庫化は一切諦めたし、OKされた版元には、契約書による出版権はほとんどなかったようだが——これは著者側からすべて分かっている——要求があろうとなかろうと、すべて二割の補償金を支払う約束をした。

②問題になった新泉社の石田英一郎著「文化人類学ノート」の件は、その不帯なく少数の例外の一つで、これはやはり私の方の手帳き上のミスだった。故石田先生の奥さまにお願ひしてOKをいただいたが、版元の新泉社にも話して欲しいといわれたので、新泉社にその旨を電話し、お願ひに参上したいといったら、社長の小汀氏が直接電話口に出られ、「まづ文書で申し入れて欲しい」とのことだったので、あらためてお願ひの手紙を出した。折り返し小汀氏から「出版権をどう考えるか」以下六カ条の質問状をいただき、回答を要求された。もちろん私どもは、新泉社が設定出版権をお持ちでないことは承知していた。

③つぎに、そのころは「学術文庫」の創刊の火事場騒々状態だったので、版元が石田先生のものと同じ新泉社であることをうかつにも気づかず、荒畑寒村先生の「谷中村滅亡記」を文庫化したこと、前同様の手帳きをとった。こんどは小汀氏から「前に出した質問状への返事もないので、また「谷中村」の文庫化要求の手紙をもらった。質問状への回答を「まづよこせ」ということでしたので、「そのうちにご返事します」とお答えしたが、そのときの電話の様子から「これはOKしてくれないな」と判断し、いずれ創刊後にお目にかかって、相談したいとご返事して電話を切った(以下は本誌の小汀氏の記述どおりである)。

④「学術文庫」の創刊騒々が校了ギリ

ギリの作業に日夜追われ二カ月ほど経ってしまつたが、そのうちに、『日本読書新聞』に私どもへの攻撃を補にした記事が出て、その後まもなく新泉社から文庫化の「不同意書」を受けとつた。質問書への回答が二カ月余も遅れたのは、明らかに私どもの手続き上のミスで、多忙というよりは理由にならない。その後、業界紙・書評紙などに同じような記事が出た。業界紙「新文化」(九月九日)には、小汀氏自身の攻撃的文章が出たのは、ご存じのとおり。むしろお願いした新泉社の本は二つとも当方の文庫には入れていない。だから「一片の文書だけでとられた」といわれては、いささか心外なのだが……。

以上聞いてみると、なるほど講談社側のミスには違いないが、これは、例外的な不幸なミスであつたことも、小汀氏が「侮辱された」ように感じたことも、よく分かる。なお小汀氏は「筋きえ通せば、文庫化をOKするつもりだつた」と氏の友人N氏に漏らしているとも聞いた。石田家のためにも、そのような和解が成立することを切に望むものである。著作者側の立場は、もちろん自分の作品を一人でも多くの読者に読んでもらうことを切望し、さらにそのための収入があることを喜ぶにきまつている。とくにその作品が中小版元からの発行であつたため(だけとはむろん言えぬが)、いろいろな面で、不遇な思われぬ作品であつた場合、その思いはなおさら強烈であらう。

オリジナル版元への譲渡してから、せっかくの文庫化の要望を拒絶し、「武士は食わねど」式節操を守っている人も、あるいは板ばさみの心情に陥っている人も多少はいるようだが、著者だって人間である以上、そう考えるのも自然であろう。ある版元は、正当な出版権をもつていないにもかかわらず、著者にさへ無断で、文庫化を拒否して得々としているという話も聞いたが、こんなのは版元の越権行為であり、著作権無視とさえ言える。この著者の立場からの視点で、今回の文庫本の出版権問題で、ほとんどいつていいほど欠落していることに私は大きな憤懣をもっている。

私は過去に編集者生活を三〇年余送つた者だが、かつて自分が発掘し、企画会議を通して一冊の本にすることができた著者の作品が、もしこんどのケースのようになつたら、どうするだろうかと考えてみた。「元の悪い主には悪いが、これには正当な独占出版権はない。やんなさいよ、たまにはもうけなさいよ」と肩を叩きながら、恐らく言うだろう。ただし、力作・名作だつたにもかかわらず、不遇だつた著者に限る。

文庫本の功罪

文庫本陸盛の出版界への功罪についていうならば、むしろマイナスであるといふのが私の持論である。文庫でかせいで

いるのは、ひとにぎりの大手にすぎず、大半の版元はそのおかりを食つて、売れ行きを落としていくからである。高いハードカバー本がすぐ文庫になると思えば、誰だつて買ひ控える。

この点は書店にも同じ意見の人が多い。文庫・新書などの安もの本ばかり売れて、客当たり単価が激減し、売り上げがガクク落ちたというのである。ついでにいうと、本年七月の書籍返品率(金額)は四一・四%(前年同期三七・〇%)、八月は四二・八%(同四〇・四%)であつた。史上最低の異常返品率である。いま取次の扱うオール書籍のうち、新刊委託が約四〇%、注文・買切りなどが六〇%であるといわれている。新刊委託のほとんどが(委託以外にも返品になるものがあるから)オール返品となつている勘定だ。日本には出版社が約三千社あるが、ひとにぎりの文庫本版元(多くは大手)だけのために、こんな目にあつているとすれば、文庫ブームを歓迎ばかりなどはしては行れない。とくに手づくり的良書を生み出すチャンピオンはむしろ中小版元である。その中小が最もダメージを受けているのである。

そのダメージについてだが、前に権利もない者にベイしている文庫版元のナニワ筋的態度を批判はしたものの、文庫化することで、オリジナル版元に非常に大きなダメージを与える場合、その補償が十把一からげに二%であるのはおかしい。ペンダサンを角川に売つた山本七平

さんが、どれほど良かったかは知らぬが、あのような自玉商品、ロングセラーものを他社から文庫にもらう時は、大手はもつとナニワ筋的であつて欲しいと思ふ。

しかし、なんといっても、出版でメシを食っている者が正しい出版契約書も著者と交わさず、版元最大の財産であるはずの設定出版権を確保しておかぬこと自体がよろしくない。欧米では、この点キチンとしすぎているほどキチンとしている。そしてハードカバーの第一出版者は、著者との契約の中で、ペーパーバック化権(これが日本での他社への文庫本化に当たらう)、ブッククラブ版化権(これがすこぶる大きい)、雑誌掲載権、グイジュスト権、テレビ化権、映画化権、外国への翻訳権や翻案権など、いわゆる副次権が売れた場合の双方の分け前までがキチンと契約書上で成文化されてい

る。その分け前はほとんど著者と版元とフィフティ・フィフティである。この副次権収入がアメリカの出版社の場合、総収入の三分の一ぐらゐると聞く。結論的に言えば、出版契約書を互いに取り交わすのは、ビジネスなのだから当然中の当然のこととして、日本でもその慣習を完全に定着させねばならない。その中で副次権(二次的利用権)についても、アメリカ式とはゆかぬまでも、少なくともそれに近づいた一項を入れておくべきことは、今後の大きな課題であらう。(すずきとし、出版、著作権問題)